

所得税・町県民税申告 2月16日～

税務署からのお知らせ

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。

不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計を済ませたうえ、お早めにご来場ください。

なお、税務署は、土・日曜、祝日は閉庁しています。

確定申告書の作成は

ホームページで

1. 自宅で、24時間
いつでも 簡単・便利！

国税庁のホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)

から所得税の確定申告書が作成できます。また、プリントアウトした申告書は、そのまま提出することができます。



老年者控除が

廃止されました！

所得税法の一部が改正され、年齢が65歳以上で所得金額が1千万円以下の方に適用されていた老年者控除が、平成17年分の所得税から廃止されました。

なお、65歳以上の方の公

定率減税(20%)の 適用をお忘れなく

定率減税額は、所得税額の20%ですが、上限額は25万円です。

定率減税の適用漏れや計算誤りのないようご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をして平成17年中に居住の用に供した場合、その年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。控除を受けるには確定申告をする必要があります。給与所得者があるため、給与所得者は1年目に確定申告を、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

税務署・税理士による 相談日のお知らせ

税務署の出張相談

日時 2月23日(木)、3月2日(木)
午前9時30分～午後4時

場所 役場第1・2会議室

※譲渡所得、贈与税等がある方は、必ずこの日にご来場ください。

税理士による無料相談

日時 3月1日(水)、3月6日(月)
午前9時30分～午後3時30分

場所 役場第1・2会議室

消費税の確定申告の提出は3月31日まで

平成17年分の消費税の確定申告が必要な方は、次の方です。

①平成15年中の課税売上高が1千万を超える事業者

②平成15年中の課税売上高が1千万以下の事業者で平成16年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

消費税法の改正により、

平成15年以降の各年分において課税売上高が1千万を超える個人事業者は、翌々年分について消費税の課税事業者になりますので、これに該当する方で「消費税課税事業者届出書」を提出されている方は、早めに提出をしてください。

なお、平成17年中の課税売上高が1千万を超え、平成19年分消費税の課税事業

確定申告等の問い合わせ

銚子税務署

☎0479-221571

役場税務課課税班

☎0471-2113

納期限

2月28日(火)は、国民健康保険税第8期分、介護保険料第8期分の納期限です。納め忘れのないようお早めに。